

### 3-7 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの見直しについて

#### (1) 養護(盲養護)老人ホーム

養護老人ホームについては、「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの将来像研究会報告書」(平成16年10月28日)を踏まえた、老人福祉法の改正等を行い、

- ① 養護老人ホームは、入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設であることを明確化し、
- ② 養護老人ホームへの措置事由を「身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由」から「環境上の理由及び経済的理由」に改正し、
- ③ 養護老人ホームの入所者が要介護等の状態になった場合は、介護保険サービスの利用を可能にする、

等の見直しを行うこととしたところである。(平成18年4月1日施行)

現在、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(昭和41年7月1日厚生省令第19号)のほか、「老人ホームへの入所措置等の指針について」(昭和62年1月31日社老第8号)などの関係法令・通知の見直しを進めているところである。

#### 【見直しが必要な主な事項】

##### ① 入所措置基準

措置事由が「環境上の理由+経済的理由」に改正されることに伴う、入所措置基準の見直し

##### ② 最低基準

養護老人ホームの将来像を踏まえた、定員、規模、設備基準、職員配置基準、居住環境等の改善(ユニット型養護)など、最低基準(省令)の見直し

##### ③ 措置費の参考単価

配置基準の見直し等に対応した措置費の参考単価の改定

##### ④ 介護報酬

一度に複数の入所者に訪問介護等のサービスを提供する場合の介護報酬の在り方(→介護給付費分科会で議論)

各都道府県におかれては、養護老人ホームの入所者に対する介護保険サービスの提供が円滑に行われるよう、管内の市町村及び養護老人ホームの設置者に対し、要支援・要介護認定を受けるべき入所者の把握、入所者の心身の状況と必要な介護サービスの把握、介護サービスの提供主体・方法の検討、これらを踏まえた職員に対する研修の実施や資格取得に係る支援など、所要の準備が図られるよう周知願いたい。

## (2) 軽費老人ホーム

軽費老人ホームについては、将来に向けてA型、B型、ケアハウスの三類型を統一することとし、現にあるA型及びB型については、今後建て替えの機会などに円滑にケアハウスに移行できるよう十分な配慮が必要であることから、A型やB型からケアハウスに移行する場合の居室面積要件の緩和等を検討しているところである。

### 3-8 地域介護・福祉空間整備等交付金について

#### ○ 平成17年度の執行状況及び18年度の執行における留意点について

本年度の執行においては、都道府県交付金（施設生活環境改善計画）については6月22日付、市町村交付金（市町村整備計画）は8月30日付でそれぞれ交付額の内示を行ったところである。その際、市町村整備計画については、「市町村整備計画の評価に関する専門家会議」（高橋紘士座長ほか4名の委員で構成）の意見を伺った上で、別紙のような評価基準により評価（点数化）を行った。

それぞれの内示状況は下記のとおりであるが、平成18年度は、各地方自治体で策定される第3期介護保険事業（支援）計画を踏まえ、市町村交付金においては、各日常生活圏域ごとに地域密着型サービス基盤などの面的な整備を推進し、都道府県交付金においては、介護保険施設の個室・ユニット化改修など、施設の居住環境の改善を図ることを盛り込んだ計画の策定を図られたい。

なお、今後の交付金に係るスケジュールについては、平成18年1月頃を目途に地域介護・福祉空間整備等交付金実施要綱（平成17年5月6日老発0506001号厚生労働省老健局長通知の別紙）を見直し、平成16年度までの社会福祉施設等施設整備費補助金と同様のスケジュールで行うことを予定している。

#### 【都道府県交付金】

- ・内示計画数 94件
- ・内示自治体数 94自治体
- ・内示額 80,380,059千円

#### 【市町村交付金】

- ・内示計画数 341件（うち介護予防拠点のみの計画179件）
- ・内示自治体数 156自治体
- ・内示額 5,386,231千円
- ・計画に記載された施設数

| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 小規模特別養護老人ホーム | 小規模老人保健施設 | 小規模ケアハウス | 認知症高齢者グループホーム | 認知症対応型デイサービスセンター | 夜間対応型訪問介護ステーション | 介護予防拠点 | 地域包括支援センター | 生活支援ハウス | 高齢者の在宅生活を支える基盤形成 |
|----------------|--------------|-----------|----------|---------------|------------------|-----------------|--------|------------|---------|------------------|
| 153            | 55           | 1         | 22       | 66            | 65               | 12              | 476    | 54         | 5       | 7                |

※ ・平成18年度以降に整備予定の施設を含む。  
・小規模特養、小規模ケアハウスの単位はユニット数である。

## 市町村交付金採択指標

### 1 客観的指標

|      | 内 容   | 評価点                                  |
|------|---|--------------------------------------|
| 指標 1 | 当該市町村における 65 歳以上人口の平成 17 年から平成 27 年までの増加率   | 平均点を 50 点として点数化（偏差値化）                |
| 指標 2 | 計画の区域における 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上の夫婦のみの世帯の割合（当該年 4 月 1 日現在）  | ※各指標ごとの評価点を合計し、3 で除したものを客観的指標の評価点とする |
| 指標 3 | 計画の区域における介護保険 3 施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。）及び介護専用の居住系サービス（認知症高齢者グループホーム及び介護専用型特定施設（地域密着型特定施設を含む。））の総定員の要介護 2 以上の認定者数に対する割合（当該年 4 月 1 日現在） |                                      |

### 2 政策的指標

|       | 内 容  | 加算点     |
|-------|--|---------|
| 指標 4  | 地域密着型サービスの整備を中心としていること<br>・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービス、夜間対応型訪問介護を整備する場合   | 最 高 2 点 |
| 指標 5  | サービス拠点相互の連携によるネットワーク形成を目指したものであること<br>・以下の要件を満たす場合<br>（1）サービス提供に当たっての連携体制<br>日常生活圏域内の関係団体・サービス事業者等で形成される協議会等サービス提供のための連携の場が開催されること<br>（2）事業者の資質向上のための取組<br>関係団体等による資質向上のための研修会等が定期的に行われること   | 最 高 2 点 |
| 指標 6  | 既存資源を活用すること<br>・次のような既存資源の活用が図られる場合<br>（例）公民館等の公共施設の一部、保育所等の空き教室、商店街の空き店舗、企業の寮などの遊休施設 等  | 最 高 2 点 |
| 指標 7  | 元気な高齢者や地域住民が参加する「共生型」のコミュニティづくりを目指したものであること<br>・以下の要件を満たす場合<br>（1）地域の元気な高齢者等や地域住民等の参画<br>シルバーパートナーシップとの連携、ボランティア活動などを通じて、地域の高齢者、障害者、地域住民等の参画が図られること<br>（2）地域に開かれた運営<br>地域住民と利用者の交流の機会が設けられている、施設の職員による地域住民への介護教室・出前講座の開催、グループホームでの認知症窓口相談が行われる等、地域に開かれた運営が行われること | 最 高 2 点 |
| 指標 8  | 未来志向の事業又は先駆性の高い事業を実施していること<br>・当該市町村が、在宅と施設の連携（ホームシェアリング）、認知症高齢者ケアの充実（地域見守りサービス）、権利擁護（成年後見制度を利用するための受け皿づくり等）その他の未来志向又は先駆性の高い事業を実施している場合  | 最 高 2 点 |
| 指標 9  | 給付適正化事業を実施していること<br>・当該市町村が地域支援事業等による給付適正化事業を実施している 場合   | 最 高 1 点 |
| 指標 10 | 内閣府による地域再生計画の評価結果等の反映<br>・「地域再生推進のためのプログラム2005」（平成17年2月15日地域再生本部決定）による地域再生計画の評価結果を反映（平成18年度から実施予定）<br>・平成17年度においては、平成16年6月に各市町村から提出された地域再生計画であって本交付金の目的に照らして適當と認められる場合   | 最 高 2 点 |

※ 予算の範囲内で、客観的指標の評価点と政策的指標の加算点を加えた総合点に基づき、順位の高い市町村整備計画から順に採択する。

### 3-9 認知症サポート医養成研修事業（案）について

#### （ア）目的

認知症の発症初期から終末期に至るまで、かかりつけ医には、認知症高齢者の生活全般にわたる幅広い役割が期待されている。

我が国では、今後、高齢化の進展に伴い、高齢者にとって慢性疾患などの治療のために身近なかかりつけ医の役割は益々重要性を増すものと予想される一方、認知症高齢者は大幅に増加するものと見込まれる。

このため、認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となるサポート医（推進医師）を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から終末期に至るまで、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を目指す。

#### （イ）認知症サポート医（推進医師）の役割

認知症サポート医（推進医師）は、地元都道府県・指定都市において、次の役割を担う。

- ① 都道府県医師会等を単位とした「かかりつけ医を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修（仮称）」の企画立案を行う。
- ② かかりつけ医の認知症に関する相談相手、アドバイザー役となる他の認知症サポート医（推進医師）との連携体制をつくる。
- ③ 各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりに協力する。

#### （ウ）実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とし、国立長寿医療センターに委託して実施するものとする。

#### （エ）事業内容

##### ① 研修対象者

都道府県・指定都市において、都道府県・指定都市医師会と相談の上、数名程度の人選を行うものとする。

対象者としては、地域の中で認知症についての診療や早期発見等に携わっている医師が望ましいが、研修修了後に期待される「(イ) 認知症サポート医（推進医師）の役割」を適切に担えると考えられる医師であれば、要件は問わないこととする。

② 実施施設

国立長寿医療センター

③ 研修日程

- ・ 第1回目 平成17年12月10日（土）～11日（日）
- ・ 第2回目 平成18年 2月25日（土）～26日（日）

④ 研修時間

- ・ 1日目 午後4時間
- ・ 2日目 午前及び午後計6時間

⑤ 募集定員 1回当たり100名程度

⑥ 受講手続き

受講の手続き等については、国立長寿医療センターの研修要綱で定める。

(才) 修了証書の交付等

- ① 国立長寿医療センター総長は、研修修了者に対し、別途定める様式により修了証書を交付するものとする。
- ② 実施主体の長及び国立長寿医療センター総長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作製し、管理する。

(力) 都道府県・指定都市は、推進医師となるサポート医の企画立案等の作業に協力するとともに、企画された内容についても可能な限り、実施に務める。

### 3-10 認知症高齢者グループホームの外部評価について

(ア) 認知症高齢者グループホームについては、平成14年10月から外部の第三者によるサービス評価を義務付け、少なくとも年に1回は、各都道府県が選定した評価機関による外部評価を受けなければならないものとしているが、平成16年9月末までに指定を受けた事業所については、平成17年9月末までの間に1回受けければ足りるものとして差し支えないこととする経過措置を設けている。

認知症介護研究・研修東京センター（以下、「東京センター」という。）では、これまでに道府県からの依頼を受け、4,899のグループホームの外部評価を実施したところである。外部評価の評価結果については、9月末までにWAMNETに公開することとなり、公開済みになった道府県へは、東京センターから完了報告書が送付されることとなるので、内容を確認されたい。

また、既に評価を終えたグループホームのうち、市町村合併等により事業者番号が変更されている場合は、WAMNETの掲載が消去されることとなることから、新事業所番号による掲載が必要である。東京センターで外部評価を実施したグループホームのうち、事業所番号に変更があるグループホームの名称及び新事業所番号を取りまとめ、10月20日までに東京センターに連絡願いたい。期日までに届け出られたグループホームについては、東京センターにおいて新事業所番号を付した公開手続きを行うこととしている。

(イ) 平成17年9月末までの間、外部評価は東京センターに依頼することができるものとするという経過措置を講じているところであるが、従来から説明しているとおり、平成17年10月からは各都道府県において選定した評価機関による外部評価を受けることとなることから、「指定認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）が提供するサービスの外部評価の実施について」を参考に、業務を円滑に移行されたい。

なお、東京センターでは、各都道府県が選定した評価機関が、円滑かつ適

正な評価を実施していくことを目的として、評価機関の業務の実態等に関する調査を実施することとしているので、ご協力をお願いしたい。

また、東京センターでは、外部評価が円滑に実施されるよう、人材育成の面から支援していくこととし、評価調査員の新規養成研修及びフォローアップ研修を実施することとしているので、活用願いたい。

### 3-11 認知症の人のためのケアマネジメントセンター方式について

認知症ケアの質の確保・向上のために開発された「認知症の人のためのケアマネジメントセンター方式」については、実践的な使用以外でも、教育教材としての使用にも効果があると考えている。

今後、認知症介護研究・研修センター（東京・仙台・大府）の共催で、認知症介護指導者を対象とした「センター方式認知症介護指導者向け研修」（注）を実施することとしている。この研修を受けた認知症介護指導者について、都道府県におけるセンター方式普及のため、有効な活用を検討願いたい。

（注）センター方式認知症介護指導者向け研修

10月15日・16日、1月18日・19日（開催場所：東京センター）

また、同一の都道府県内の複数の職能団体等から、東京センターに対し、ほぼ同時期にセンター方式に関する講習会を開催して欲しいとの依頼が寄せられる場合がある。センター方式は、多職種が同一のセンター方式のシートを共同利用しながらケアマネジメントを展開していくことをねらいの一つとしていることから、多職種の団体に対して合同で講習会を行うことができるよう、ご配慮をお願いしたい。